

区役所整備 分野別判定項目表 分野 施設状況

分野	分野の説明	判定項目	項目の説明	判定基準	備考 参考とした資料など
施設状況	《ふさわしい規模》 区民と市との協働の拠点として柔軟に対応できる広さ、使い勝手の良さかどうか	区役所庁舎床面積	だれもが移動しやすい十分な空間が確保されているか	人口100人あたり5㎡以上	日本建築学会 建築設計資料集成
			所要の動作をしやすいように十分な空間が確保されているか		国土交通省 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
		執務室スペース	サービス提供に支障の無い広さか	職員1人あたり6㎡以上	社団法人ニューオフィス推進協議会 ニューオフィスミニマム
	会議室の状況	区民との協働の場としてふさわしい広さか	職員100～149人 90㎡以上	日本建築学会 建築設計資料35	
			職員150～199人 105㎡以上		
	職員200人以上 人数×0.6㎡以上				
《サービスの提供》 住民へのサービスや施策は住民に最も身近な区役所が出来るだけ完結的に行うことが望ましい	ユニバーサルデザイン	建物の内外で市民の利用が想定される箇所に、簡易な改修により対処できない支障箇所は無い か	現況	国土交通省 ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドラインなど	
		異なる階への移動手段として、エレベーターが設置されているか	エレベーター有無(1,000㎡以上建物ごと)	国土交通省 ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン 厚生労働省 新障害者プラン	
		区役所用務を一旦外に出ることなく達成することが出来るか	現況		